

令和5年度 ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金
「交通サービスインバウンド対応支援事業」
交付規程

令和6年6月18日

「交通サービスインバウンド対応支援事業」事務局
(パシフィックコンサルタンツ株式会社)

(通則)

第1条 ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業の一部である交通サービス利便向上促進事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに地域における受入環境整備促進事業補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この交付規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 パシフィックコンサルタンツ株式会社（以下「事務局」という。）は、令和5年度第一次補正予算に限り、別表に掲げる交通サービスインバウンド対応支援事業を行う場合においては、この条から第23条までに定めるところにより、予算の範囲内において当該事業を行う者（以下この条から第23条までにおいて「間接補助対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。なお、この規程は、事務局が行う次条以降に基づく補助金の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図るものである。

(補助対象期間の始期)

第3条 別表に掲げる交通サービスインバウンド対応支援事業に対する支援における補助対象期間の始期は、令和6年3月29日とする。

(交通サービスインバウンド対応支援事業計画の提出)

第4条 交通サービスインバウンド対応支援事業の実施に当たっては、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方整備局、北海道開発局、地方航空局、沖縄総合事務局、関係省庁地方支分部局、都道府県及び関係事業者団体等を構成員とする地方ブロック毎に設置される会議（以下「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」という。）において、訪日外国人を受け入れる上での現状と課題、必要な施策を実施するための計画（以下「事業計画」という。）を策定し、補助金交付申請時に事務局へ提出しなければならない。

2 前項の事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 地方ブロックにおけるインバウンド観光の現状（地方ブロック内の訪日外国人旅行者数、外国人延べ宿泊者数等を含む。）と課題
- 二 地方ブロックにおけるインバウンド観光の見込み、新たな交通網の形成等
- 三 地方ブロックにおいて推進する観光施策
- 四 前号の観光施策を効果的に推進するため、実施しようとする事業

五 前号の事業の達成状況を図るための指標及び当該指標の目標

- 3 事務局は、提出された事業計画に対して、必要に応じ、次に掲げる観点から助言した上で、事務局のホームページにおいて公表するものとする。
- 一 事業計画が政府全体の観光施策と整合していること
 - 二 実施しようとする事業が合理的であること
- 4 第1項の事業計画を変更しようとするときは、事務局に提出しなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

(補助対象事業等)

第5条 事務局は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として交付要綱に定められた経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において間接補助対象事業者に対し第8条に示す（交付の決定及び通知）を実施し、補助金を交付する（交付決定通知書を受領した「間接補助対象事業者」は、「間接補助事業者」となる）。交付にあたり、間接補助対象事業者は次の①から④に掲げるいずれにも該当しない者であることを、交付申請の際に宣誓することを必須とする。

- ① 法人等（個人又は法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
 - ② 法人等の役員等（個人である場合はその者をいう。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ③ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - ④ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 補助対象事業の種目並びに間接補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に別表に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

- 第7条 間接補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第1B交付申請書及び別紙様式第1（乗合バス関係、貸切バス関係、タクシー関係、レンタカー関係）を事務局に提出しなければならない。
- 2 間接補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとする際は、交通サービスインバウンド対応支援事業計画ならびに暴力団排除に関する誓約書を補助金交付申請書に添付するものとする。

(交付の決定及び通知)

第8条 事務局は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった際は、審査の上、交付決定を行い、様式第2B交付決定通知書及び別紙様式第2（乗合バス関係、貸切バス関係、タクシー関係、レンタカー関係）により間接補助事業者に通知するものとする。

2 事務局は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

3 前条の規定による申請がなされてから、当該申請に係る第1項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は14日とする。

(交付決定の変更等の申請)

第9条 間接補助事業者は、次の各号に該当するときは、様式第3B交付決定変更申請書及び別紙様式第3（乗合バス関係、貸切バス関係、タクシー関係、レンタカー関係）による交付決定変更申請書を事務局に提出し、その変更について事務局の承認を受けなければならない。

一 補助対象事業の内容を変更しようとする際。ただし、事務局が公募要領に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。

二 別表に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとする際。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。

2 前項第一号ただし書による軽微な変更を行った際は、様式第3B交付決定変更申請書及び別紙様式第3（乗合バス関係、貸切バス関係、タクシー関係、レンタカー関係）による交付決定変更申請書を事務局に届け出なければならない。

3 前項の規定は、第1項第二号ただし書の場合に準用する。

4 事務局は、前項の承認に際して、必要な条件を付すことができる。

(交付決定の変更及び通知)

第10条 事務局は、前条の規定に基づき交付決定変更申請書の提出があった際は、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第4B交付決定変更通知書及び別紙様式第4（乗合バス関係、貸切バス関係、タクシー関係、レンタカー関係）による交付決定変更通知書を間接補助事業者に通知するものとする。

2 事務局は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(登録情報の変更等の申請)

第11条 間接補助事業者は、登録事業者情報（別紙様式第1記載の事業者名、代表者氏名、ご担当者名、ご連絡先、E-mailアドレス、振込先銀行情報）の内容を変更する際は、様式第5B登録事項変更申請書を事務局に提出し、その変更について事務局の承認を受けなければならない。ただし、軽微な場合を除く。

2 事務局は、前項の承認に際して、必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第12条 間接補助事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをする際は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面（様式自由）を事務局に提出しなければならない。

(進捗状況報告)

第13条 事務局は、必要があると認めるときは、間接補助事業者に対し、補助対象事業の進捗等に関する報告を求めることができる。間接補助事業者は、事務局の要求があった場合には、速やかに様式第6B事業進捗状況報告書及び別紙様式第6（乗合バス関係、貸切バス関係、タクシー関係、レンタカー関係）を事務局に提出しなければならない。

2 間接補助事業者は、補助対象事業の全部が補助対象事業年度内に完了しない見込みとなったとき、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに事務局にその旨を報告し、必要な指示を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 間接補助事業者は、補助対象事業が完了（事業の中止等の承認を受けた場合を含む。）した際は、事業完了日から起算して10日以内又は別途に事務局より定められた日のいずれか早い日までに様式第7B事業完了実績報告書及び別紙様式第7（乗合バス関係、貸切バス関係、タクシー関係、レンタカー関係）を事務局に提出しなければならない。

2 間接補助事業者は、やむを得ない理由により事業完了実績報告書の提出が遅延する場合には、あらかじめ事務局にその旨を報告し、承認を受けて必要な指示を受けなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 事務局は、前条第1項本文の規定による事業完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、様式第8B額の確定通知書により間接補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後に支払われるものとする。

2 間接補助事業者は、補助金の支払いを受けようとする際は、様式第9B補助金支払請求書を事務局に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第17条 間接補助事業者は、補助対象事業の全部若しくは一部を中止、廃止又は譲渡等を行おうとする場合は、その旨を記載した書面（様式自由）を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し)

第18条 事務局は、前条の補助対象事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 間接補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく事務局の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 間接補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- 三 間接補助事業者が、補助対象事業に関して虚偽の申請ないし報告を含む不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

- 四 間接補助事業者が、第5条ただし書きに定める宣誓に違反した場合
 - 五 間接補助事業者が、補助金を活用して取り組む事業に対する国（独立行政法人等を含む）が助成するほかの制度（補助金、委託金等）との重複受給等が判明した場合
 - 六 間接補助事業者が第13条に定める事業進捗状況報告書を提出しなかった場合
 - 七 間接補助事業者が、第14条に定める期限内に事業完了実績報告書を提出しなかった場合
 - 八 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 事務局は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 事務局は、第1項第一号から第七号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の整理）

- 第19条 間接補助事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、ほかの経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 間接補助事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（取得財産等の整理）

- 第20条 間接補助事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

（帳簿等の保存）

- 第21条 間接補助事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。
- 一 取得財産等の得喪に関する書類
 - 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類
- 2 前項で規定する期間は、処分制限期間告示に定める期間とする。

（取得財産等の管理等）

- 第22条 間接補助事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第23条 間接補助事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、事務局の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

2 間接補助事業者は、前項の処分をしようとする際は、あらかじめ様式第10B財産処分承認申請書を提出して事務局の承認を受けなければならない。

3 事務局は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により間接補助事業者に利益が生じる際は、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を納付させることとする。

別表（第3条第3項関連）

交通サービスインバウンド対応支援事業（補助対象事業者等）

種目	補助対象経費の区分	補助率
自動車	<p>一般乗合旅客自動車運送事業者、バスターミナル事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けた者に限る。）、レンタカー事業者、自家所有有償旅客運送者、これらの者を構成員に含む団体及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者が行う以下の事業に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費 ・案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ（パソコン又は携帯電話、スマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。）等の多言語表記等、案内放送の多言語化（スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。）、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入並びにスタッフのための外国語接遇等の研修（人件費は除く）に要する経費 ・非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費 ・公共車両優先システム（PTPS）に係る車載器の整備（空港アクセス又は観光周遊に使用する車両に整備するものに限る。）に要する経費 ・交通系ICカード（全国相互利用可能なものに限る。）、クレジットカード等の利用又はQRコード決済を可能とするシステムの導入、企画乗車船券のICカード化、レンタカーのETCカード対応（ETC車載器を除く。）、バスロケーションシステム（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）の導入その他ITシステム等の高度化に要する経費（システム開発費、設備整備費等） ・バス車両、又はバスターミナルのトイレの洋式化及び機能向上に要する経費 ・レンタカーの外国人ドライバー支援に要する経費 <p>一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。）、一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けた者に限る。）、一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者に車両を貸与する者が行う以下の事業に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費（ノンステップバス、リフト付バス、ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造（一般乗合旅客自動車運送事業に係るもの（ノンステップバス及びリフト付バス）及びユニバーサルデザインタクシーは空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。）に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費） ・ジャンボタクシーの導入・改造（空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。）に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費 ・訪日外国人富裕旅行者の送迎・観光を目的としたバス・タクシーの導入、改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費 ・サイクルバス、オープントップバス及び水陸両用バス等の導入、改造に要する経費 	<p>1/3(ただし、ノンステップバス、リフト付バスについては、1/4又は当該補助対象経費と通常車両価格との差額に1/2(空港アクセスに使用するリフト付きバスは2/3)を乗じていずれか少ない額)</p> <p>1/2(多言語拡声装置の導入並びに非常用電源装置及び携帯電話充電器等の整備に要する経費)</p>

<p>一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。）、バスターミナル事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者を構成員に含む団体及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者が行う以下の事業に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスターミナル及びタクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（エレベーター、スロープ等に限る。）及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）） 	
<p>一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗合旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、上記に準ずるものとして大臣が認定した者及びこれらの者に車両を貸与する者が行う以下の事業に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BRTシステムの整備（訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域に限る。）に要する経費（連節車両の導入及びこれと一体として整備する停留施設、公共車両優先システム（PTPS）車載器） 	<p>1 / 3 2 / 5 (※) 1 / 2 (※)</p>

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第11B報告書に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 「交通系ICカード（全国相互利用可能なものに限る。）」とは、Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、PiTaPa、SUGOCA、はやかけん及びnimocaの全国主要エリアで相互利用可能な10種類のカードを指す。
4. (※)の補助率については、次の表の左欄に掲げる事業について、それぞれ右欄に掲げるところにより適用する。

事業	補助率
公共交通計画及び利便増進計画に基づいて実施される事業	2 / 5
公共交通計画及び利便増進計画並びに立地適正化計画及び都市交通戦略の双方に基づいて実施される事業	1 / 2
公共交通計画及び利便増進計画並びに軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画に基づいて実施される事業	1 / 2

5. 「レンタカー事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けた者をいう。
6. ノンステップバスの導入に係る補助対象は、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月20日付け国自技第254号、平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたノンステップバスに限ることとする。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。

7. 「一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けた者に限る。）」とは、公益社団法人日本バス協会が実施する安全性や安全の確保に向けた取組状況に係る評価認定を受けた貸切バス事業者を指す。
8. ユニバーサルデザインタクシーの導入に係る補助対象は、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（令和2年3月31日付け国自旅第326号）に基づく認定を受けたタクシーに限ることとする。